

陳 情	受 理 番 号	166	受 理 年 月 日	令和6年9月18日	付 託 委員会	厚生経済
件 名	若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしく願いいたします。

若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情

【陳情の趣旨】

我が国は高齢化率が高く、高齢者の世帯の48.4%が年金だけで生活しており、更に年金だけでは生活できず、生活保護世帯の55.7%が高齢者世帯であり、老後の生活が大きな社会問題となっています。さらに将来年金がもらえるかという不安もあり、若い人を中心に国民年金掛金を納付できない人が51.1%にも上る実態です。「消費税の導入は社会保障の充実」と謳いながら、年金制度は年々削減されてきており、2013年から11年間で年金が7.3%も削減され、物価や賃金の変動率により、年金を低く抑える「マクロ経済スライド制」が導入され、年金削減は一層強まっています。

また、2020年度には年金改革法の成立で、年金の受給開始年齢の幅を60～70歳から60～75歳に延長し、「死ぬまで働け」といわんばかりです。そのうえ、政府の2024年度財政検証では、今後経済成長率が0%であれば30年後には基礎年金が30%近く減額されるという試算も出ています。こうした年金制度を抜本的に改善するために、いま「最低保障年金制度」の確立が喫緊の課題であると広く言われています。「最低保障年金制度」は、全額国庫負担ですべての国民に最低年金を保障し、国民年金や厚生年金受給者はそれに上乗せするというものです。これにより、無年金者や男女の年金格差も一定に解消することが出来ます。

我が国には、無年金者が全国で96万人、65歳以上の3%となっており、特に沖縄では1万8千人で全国の倍の6%となっています。これは沖縄が戦後米軍施政下で年金制度が適用されず、本土復帰後、過去の分を多額な年金保険料を一括納付できない事例が起り、無年金者が多く、国民年金平均受給額も全国に比して2千円も低くなっています。また、全国的に低年金は女性に集中しており、月額年金受給額が10万円未満は男性11.5%に対し、女性は50.8%という極端な男女差別になっています。

「最低保障年金制度」はいま世界の流れとなっています。名称に違いはありますが、無拠出、全額国庫負担の基準でみると、オーストラリア、デンマーク、フランス、ロシア、スペイン、スウェーデンなどで実施されています。

国連の社会規約委員会は、2001年に日本政府に対して最低保障年金制度の導入の勧告をしましたが、日本政府は財源を理由に拒否しました。これに対して同委員会は「財源問題は実施しない理由にはならない」と批判し、さらに2013年に再度導入の勧告をしています。日本政府は頑なにこれを拒否しています。

「最低保障年金制度」の財源確保は、国庫負担と厚生年金の保険料の事業者負担分を充て、不足分は、現在の大企業優遇、高額所得者優遇の税制を「応能負担の原則」へ転換するとともに、大企業の膨大な内部留保の流用による正規労働者の雇用増大と賃上げなどによる所得再配分機能の強化により可能であると考えます。

以上の趣旨をご理解いただき、地方自治法第99条の規定による意見書を政府に提出されるよう陳情いたします。

【陳情事項】

- 1、若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を早急に実現すること。
- 2、年金を毎年引き下げる「マクロ経済スライド」を直ちに廃止すること。
- 3、年金の支給開始年齢の引き下げ、年金保険料の納付義務延長など更なる年金改悪を止めること。